



海外建設資材を使用する場合の当面の取扱いについて（通知）

技術基準の種類：技術管理
通知日：平成7年10月2日

管第526号
平成7年10月2日

部内各課長殿
各土木事務所長殿
鳥取港湾事務所長殿

土木部長

海外建設資材を使用する場合の当面の取扱いについて（通知）

海外建設資材の使用については建設省では平成6年12月1日「公共建設工事の建設費縮減に関する行動計画」が策定され、所定の品質が確保され、安定的に供給される安価な輸入資材については、積極的に活用を図っていく必要があるとされているところであります。また、本県においては、環日本海諸国との交流を推進しているところであり境港と中国、韓国の主要港とを結ぶ定期航路が開港され、物流面においても交流が促進されることと見込まれます。これらの状況をふまえ、土木部が所管する工事について「海外建設資材を使用する場合の当面の取扱い」を定め、平成7年10月2日以降起工決裁する工事から適用することとします。この通知を適切に運用してください。

海外建設資材を使用する場合の当面の取扱い

- 1 工事を担当する事務所は、海外建設資材を使用する場合は、本庁事業担当課と協議しその使用を決定する。
- 2 海外建設資材を使用することが決定した場合には、本庁事業担当課は管理課企画室へ報告する。
《報告の内容》
 - (1) 工事名、箇所、工事の概要
 - (2) 海外建設資材を使用する理由、必要性
 - (3) 海外建設資材の名称、規格、数量
 - (4) その他特記事項
- 3 積算に関すること
単価の設定方法
単価の設定に当たり、その輸入実績、施工実績が少ない又はないため、市場価格が形成されていない場合が多い。そのため、資材単価の設定が困難であることが予測される。
【対応】
 - ・ 資材価格は、原則として見積りによることとする。単価の決定方法は、「材料単価の決定要領について」（昭和62年7月10日付土木部長通知）によることとする。
- 4 条件明示に関すること
海外建設資材の使用に関すること。
海外建設資材の使用について、現場説明書に明示する。
なお、海外建設資材の産地、搬入経路等については、請負者について努力義務を課すこととする。
《現場説明書の記載例》
 - ・ 当工事は海外建設資材（ ）を使用することとしている。
 - ・ 海外建設資材の使用に当たっては、境港を搬入港とする中国産の を使用するよう努めることとする。
- 5 品質に関すること
 - (1) 品質について要求する必要がある場合については、要求する品質について特記仕様書に明示する。
JIS及びJISと同等の品質等、その他各種基準や要綱に基づく強度等。
 - (2) JIS認定工場制度等がない場合及びJISが設定されない製品の場合
(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質証明書の提出または日本国内の公的試験機関で実施した試験結果の提出。
 - (3) 試験施工の実施
監督員の指示により試験施工を実施することができることを明記する。
- 6 今後の使用に当たっての検討資料の提出
「海外建設資材使用実績報告書」を請負者から提出させる。
《記載事項》
 - ・ 海外建設資材の品目、生産国、生産工場、納入業者、納入期間
 - ・ 海外建設資材の調達（供給能力、能力）、品質及び施工性等についての所見
- 7 問い合わせ等
当取扱い及び海外建設資材の使用についての問い合わせは、管理課企画室へ問い合わせることとする。

8 その他

当取扱いは、海外建設資材の使用に関して不明確な部分があることから当面の取扱いとするものであり、今後当取扱いに従って海外建設資材を使用した実績や情報を蓄積し検討したうえ見直すこととする。

海外建設資材を使用する 工事、材料の選定・決定	事業担当課による検討・決定 (事業担当課と事務所で協議) ・工事での採用の妥当性 ・日本産材との比較 ・取扱い商社等の確認
海外建設資材使用報告書 の提出	事業担当課 管理課企画室
積算	単価の設定 特記仕様書の添付 施工条件明示
契約	
材料検査	所定の品質の確認 (場合によっては試験施工)
課題の提出	「海外建設資材施工実績報告書」の提出 請負者 事務所 管理課企画室
検討	今後の使用に向けての検討

図 海外建設資材を使用する工事のフロー

(特記仕様書の記載例)

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

1 この特記仕様書は、当工事に適用するものとし、海外建設資材の使用に当たっては当特記仕様書に基づかなければならない。

第2条 施工計画書

1 施工計画書には、次の事項について記載するものとする。

- (1) 海外建設資材の名称、規格
- (2) 海外建設資材の生産国及び生産地(及び生産工場)
- (3) 資材の調達方法(搬入経路、資材陸揚げ港含む。)
- (4) 品質管理の方法

第3条 工期

工期は、契約に定める工期とし契約工期内の完成を原則とするが、海外建設資材の納入に当たり不測の期間を要する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第2章 材料

第4条 海外建設資材の使用

(JIS認定工場制度のある資材鋼材等)

1 当工事に使用する は、 国で生産された資材を使用することとし、JIS (JIS)に適合したもまたは、これと同等品以上の品質を有するものとする。

(また、資材の搬入に当たっては、鳥取県境港市の境港から搬入するよう努めることとする。)

2 JIS認定工場で製造されない を使用する場合は、(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質証明書又は日本国内の公的試験機関で実施した試験結果を提出するものとする。

(鋼材の場合は、日本国内の公的試験機関で実施した引張試験結果を提出するものとする。)

なお、品質証明、試験等に要する費用は、請負者の負担とする。

3 海外建設資材の使用に伴う検討調査に当たっては協力しなければならない。

(JIS認定工場制度のない資材セメント・割ぐり石・石材等)

(品質について要求する必要がある場合に、要求する規格等を記入する。)

1 当工事に使用する は、 国で生産された資材を使用することとし、JIS (JIS)同等品以上を使用するものとする。

(同等のJIS等が設定されない場合は、要求する品質、規格等を明示する。)

(また、資材の搬入に当たっては、鳥取県境港市の境港から搬入するよう努めることとする。)

2 工事に使用する については、(財)土木研究センターまたは(財)建材試験センターが発行する海外建設資材品質証明書または日本国内の公的試験機関で実施した試験の結果を提出するものとする。

ただし、監督員が別途指示した場合にはこの限りでない。

なお、品質証明、試験等に要する費用は、請負者の負担とする。

3 海外建設資材の使用に伴う検討調査に当たっては協力しなければならない。

第3章 一般施工

第5条 試験施工

- 1 資材の使用に当たり、監督員が指示した場合には試験施工をしなければならない。試験方法については、監督員と協議するものとする。
- 2 試験施工に要する費用は、請負者の負担とする。

第4章 その他

第6条 海外建設資材使用実績報告

当工事が完成した時は、下記の事項について監督員へ報告するものとする。

(別紙記載例参照。)

- (1) 工事名、工期、請負額、請負業者名、施工箇所、使用箇所、品目、生産国・会社名及び工場名、使用数量、納入業者、納入期間等
- (2) 資材の調達(供給能力・納期)、品質及び施工性等についての所見
- (3) 施工状況写真及び品質証明書等の提出
- (4) 資材の写真、施工・完成写真、完成図面、海外建設資材証明書の写し等

海外建設資材使用実績報告書

(記載例)

海外建設資材使用実績報告書

(記載例)

項 目	内 容
工 事 名	一般県道〇〇〇線 〇〇〇道路改良工事
工 期	平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 〇〇日間
請 負 額	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
施工業者名	〇〇建設(株) 現場代理人 〇〇 〇〇
施工箇所	〇〇郡〇〇町〇〇
使用箇所	コミュニティ道路の石張舗装に使用。
品 目	自然石平板
生産国・会社名 及び工場名	〇〇国 〇〇(株) 〇〇工場
使用数量	〇〇 m ²
納入業者・取り 扱い業者	資材の流通形態に従い、それぞれの取り扱い業者等を記入。 注文 → 生産国 → 日本 → 現場 〇〇会社 〇〇公司 〇〇商事
納入期間	各々の各期間、月日について記入。 注文 → 生産 → 搬出 → 日本到着 → 現場 〇月〇日 (〇〇日) 〇月〇日(〇〇日) 〇月〇日(〇〇日) 〇月〇日
納入経路	産地→〇〇港→〇〇経由 → 〇〇港 (〇〇航路利用)
資材調達、工事 実施上の所見	<ul style="list-style-type: none"> ・供給能力 (どの程度の供給能力があるのか。) ・納 期 (国産品との比較等) ・資材の品質(規格等との適合状況) ・施工性 (類似の規格等との比較) ・その他 (今後海外建設資材を活用するうえでの課題等)